

静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県産品シンボルマーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(マークの目的)

第2条 マークは、静岡県内において生産された農林水産物や製造された商品等（以下「県産品」という。）の認知度向上及びふじのくにブランドの維持・向上を図り、県産品の販路拡大、県内産業の活性化に資することを目的とする。

(マークの商標権)

第3条 マークに関する商標権は、静岡県（以下「県」という。）が所有する。

(マークのデザイン)

第4条 マークのデザインは別紙のとおりとする。

2 マークの使用にあたっては、県が提供するデジタルデータを用い、デザインを改変してはならない。また、「静岡県産品シンボルマークガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守し、その他特に付した条件がある場合はその条件に従うこと。

(マークの用途)

第5条 マークの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内で生産（採取、漁獲を含む。以下同じ。）された農林水産物（畜産物を含む。以下「県産農林水産物」という。）の出荷又は販売において使用する場合
- (2) 主要な原材料が県産農林水産物であって、県内で製造された商品（以下「加工品」という。）の出荷又は販売において使用する場合
- (3) 県産農林水産物及び加工品のPRに使用する場合（PRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材や名刺等）
- (4) 前各号に規定するもののほか、知事が認めるものに使用する場合

(使用の許可)

第6条 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、知事に第7条に規定する申請を行い、その許可を受けなければならない。

(使用許可申請等)

第7条 申請者は、「静岡県産品シンボルマーク使用許可申請書（様式第1号）」（以下「使用許可申請書」という。）に使用計画を記載し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用許可申請書の内容が適当と認められる場合は、これを許可し、「静岡県産品シンボルマーク使用許可証（様式第2号）」（以下「使用許可証」という。）を交付するものとする。

（特定品目の特例）

第8条 前2条の規定にかかわらず、県産農林水産物又は加工品のうち次に掲げるもの（以下「特定品目」という。）の出荷又は販売においてマークを使用しようとする者は、次項に規定する届出書の提出をもって、第6条に規定する使用許可を受けたものとみなす。

- (1) 「しずおか食セレクション」として認定された商品
- (2) 「ふじのくに新商品セレクション」を受賞した商品
- (3) 「GLOBAL G. A. P.」、「JGAP」、「しずおか農林水産物認証制度」により認証を受けたシステム又は行程により生産された商品
- (4) 農林物資の規格化等に関する法律に基づく登録認定機関により認証を受けた有機農産物
- (5) その他前各号に類する商品で知事が認めたもの

2 特定品目の出荷又は販売においてマークを使用しようとする者は、「静岡県産品シンボルマーク使用届出書（様式第3号）」（以下「使用届出書」という。）に使用計画を記載し、知事に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 第6条に規定するマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条第1号、第2号若しくは第4号に規定する用途、又は第8条に規定する特定品目の出荷若しくは販売において使用する場合は、責任の所在が明らかとなるよう、マークの表示とともに、使用者の氏名又は団体の名称と連絡先を明示すること
- (2) ガイドライン及びこの要領を理解し、これに従うこと
- (3) マークの使用を許可した商品に関連して第三者の生命・身体・財産に損害が生じ、県が損害賠償等の請求を受け又は受けるおそれが生じた場合には、使用者は直ちにその旨を書面で知事へ報告すること
- (4) 前号の場合において、県が当該請求に対処するために費用を要し、又は県が第三者に対して損害賠償等の責任を負担するに至った場合には、使用者は県が当該請求への対処に要した費用及び第三者に対する損害賠償により被った県の損害を賠償すること
- (5) その他各種の法令を遵守すること

(使用の制限)

第10条 マークの用途が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許可しないものとする。

- (1) 第2条の目的に反するものと認められる場合
 - (2) 県産農林水産物又は加工品全体のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (4) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
 - (7) その他知事がマークの使用が適当でないと認める場合
- 2 知事は、前項の規定により第6条の使用許可を行わない場合は、「静岡県産品シンボルマーク使用不許可書(様式第4号)」を当該使用許可申請者へ通知するものとする。

(無償使用)

第11条 使用者は、無償でマークを使用できるものとする。ただし、マークの表示等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(使用許可の有効期間、実績報告及び継続使用)

第12条 第6条に規定するマークの使用許可の有効期間は、使用許可証の交付日又は使用届出書の受理日から当該交付日又は受理日の属する年度の翌年度4月末日までとする。

- 2 使用者は、当該年度の使用実績を翌年度4月末日までに「静岡県産品シンボルマーク使用実績報告書(様式第5号)」(以下「使用実績報告書」という。)に記載し、知事に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用実績報告書の提出と併せてマークの継続使用の意向を示すことにより、使用許可の有効期間を1年間延長できるものとする。それ以降の継続使用についても同様の取扱いとする。

(事故、苦情等の処理)

第13条 マークの表示等に関する事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(調査及び指示)

第14条 知事又は知事の指定する者は、申請者又は使用者に対し、必要な範囲内において、書類、県産農林水産物、加工品、資材、媒体等を閲覧し若しくはそれらの提出を求め、立ち入り調査を行い、又はマークの使用に関して必要な指示を行うことができるものとする。

2 申請者又は使用者は、前項に規定する調査の際、資料の提出等について、誠実に対応しなければならない。

(使用許可の取消)

第15条 知事は、使用者又はその取引先等が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、マークの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 知事に提出した書類の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第9条の遵守事項に違反した場合
- (3) 第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合
- (4) マークを表示した商品の品質等に係る苦情があるなど、県産農林水産物又は加工品のイメージを失墜させた場合
- (5) 第12条の規定による使用実績報告書を提出しなかった場合、又は1年以上マークの使用実績が確認できない場合
- (6) 第13条に規定する必要な措置を講じなかった場合
- (7) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかった場合
- (8) その他前各号に類すると知事が認める場合

2 前項の規定により、知事がマークの使用を不相当と判断した場合は、「静岡県産品シンボルマーク使用取消通知書(様式第6号)」により通知するものとする。

3 前項の規定により使用許可が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取消しによって直接又は間接に生じた損害を県に請求することができない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

別紙

静岡県産品シンボルマークデザイン

<タテ型>



<ヨコ型>



<サークル型>



様式第1号（第7条第1項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用許可申請書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

所在地〒

名称

代表者職氏名



静岡県産品シンボルマークの使用について、静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用許可を受けるにあたっては、上記要領並びに関係法令等を遵守することを誓約します。

記

1 使用計画

用途	使用対象地域	表示方法	マークを使用する商品等	
			名称	数量

2 連絡先

部署名	
担当者職氏名	
TEL・FAX	
メールアドレス	

様式第2号（第7条第2項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用許可証

年 月 日

殿

静岡県知事（氏名）

年 月 日付けで申請のあった静岡県産品シンボルマークの使用について、静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第7条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

使用許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領並びに関係法令等を遵守すること。・ 静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第12条第2項に規定する静岡県産品シンボルマーク使用実績報告書（様式第5号）の提出にあたり、マークの継続使用の意向を示した場合は、上記の使用許可の有効期間を1年間延長できるものとする。それ以降の継続使用についても同様の取扱いとする。

様式第3号（第8条第2項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用届出書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

所在地〒

名称

代表者職氏名

印

静岡県産品シンボルマークの使用について、静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、使用にあたっては、上記要領並びに関係法令等を遵守することを誓約します。

記

1 使用計画

特定品目	使用対象地域	表示方法	マークを使用する商品等	
			名称	数量

2 連絡先

部署名	
担当者職氏名	
TEL・FAX	
メールアドレス	

様式第4号（第10条第2項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用不許可書

年 月 日

殿

静岡県知事（氏名）

年 月 日付けで申請のあった静岡県産品シンボルマークの使用について、
静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第10条の規定により、許可しないこととした
ので、下記のとおり通知します。

記

不許可の理由	
--------	--

様式第5号（第12条第2項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用実績報告書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

所在地〒

名称

代表者職氏名

印

静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第12条第2項の規定により、____年度分のマークの使用実績を報告します。

記

1 使用実績

用途等	使用対象地域	表示方法	マークを使用した商品等	
			名称	数量

2 添付資料（マークの使用状況が確認できる写真等を添付すること）

3 継続使用の意向（いずれかをチェック）

希望する

希望しない

様式第6号（第15条第2項関係）

静岡県産品シンボルマーク使用取消通知書

年 月 日

殿

静岡県知事（氏名）

静岡県産品シンボルマークについて、静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領第15条の規定により、その使用を不相当と判断したので通知します。

記

使用取消の理由	
---------	--